平成２３年（フ）第１１４８８号
東京都荒川区東日暮里６丁目10―４―104
債務者　徳永ハンナこと　劉　　米巡
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４９８号
東京都港区三田４丁目６―２―101
債務者　勝城志津江
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４９９号
東京都昭島市緑町５丁目５―３―207
債務者　津田　清志（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５００号
東京都新宿区中井２丁目12―４―305
債務者　西巻　　威
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５０１号
東京都江戸川区西瑞江３丁目20―102
債務者　柳沼　勝也
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５０５号
埼玉県戸田市南町８―７
債務者　鳥山　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１２号
東京都葛飾区東新小岩８丁目28―15―102
債務者　栗原　基郎
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１３号
東京都板橋区東新町１丁目27―７　グリーンハイムＡ201
債務者　松井　泰記
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１７号
東京都北区桐ケ丘１丁目19―46―201
債務者　中川　進治
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１８号
東京都北区桐ケ丘１丁目19―46―201
債務者　中川　滋惠
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２０号
東京都板橋区板橋３丁目27―４　カーサ・クロガネ１号室
債務者　森下　　證
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２１号
埼玉県八潮市八潮４丁目７―26―206
債務者　竹内　　敏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２２号
東京都江東区南砂２丁目３―７―203
債務者　石橋萬津男
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２３号
埼玉県蓮田市緑町２丁目27―４
債務者　益子とし枝
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５３０号
東京都板橋区上板橋２丁目48―２―1304
債務者　備前美津子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５３１号
東京都板橋区上板橋２丁目48―２―1304
債務者　備前　恭子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部